

専門部会に関する規程

(目的)

第1条 定款第37条の規定に基づく専門部会は、この規程の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 会務の円滑な運営を図るため、専門部会として次の委員会を設ける

- (1) 研修教育委員会（会員の資質の向上を目指す）
- (2) 広報企画・編集委員会（会報の編集及び一般社団法人日本森林インストラクター協会の効果的な広報について企画検討する）
- (3) 安全委員会（森林インストラクター活動に係わる安全、安心の確保向上に資する）
- (4) その他、会長が必要と認める委員会

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、原則として理事の中から選任し、理事会の承認を得て会長が指名する。
3. 委員は、会長の承認を得て委員長が役員、会員の中から指名する。
4. 第1項に関わらず、会長が必要と認めた場合は、副委員長及びアドバイザーを置くことができる。副委員長は委員長を補佐し、委員会業務を推進する。アドバイザーは、会員または会員以外を問わず、学識経験豊かな人材から選任し、専門的見地から委員会に対しアドバイスをを行う。副委員長及びアドバイザーは、理事会の承認を得て委員長が指名する。会員以外のアドバイザーには、謝礼をすることができる。

(委員会の構成員の任期)

第4条 委員会の構成員の在任期間は、理事の任期が満了する時点までとし、再任を妨げないものとする。

2. 委員会の構成員は必要に応じ、前条の手順に従って補充することが出来る。
3. 補充された構成員の任期は、他の構成員の残任期間とする。

(委員会の課題)

第5条 委員会の課題は、理事会、総会の意向を受けて、会長が諮問する。

2. 委員会は前項にかかわらず、自ら課題を設定し会長に提言することが出来る。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会の庶務は、事務局が所掌する。

(委員会の報告)

第7条 委員長は課題の検討結果または中間報告を会長の指定する期日までに文書で報告する。

2. 会長は委員会の報告を直近の理事会に報告する。

附則

1. この規程の変更は、理事会の承認を要するものとする。
2. この規程は、平成26年5月24日から施行する。